

公益財団法人科学技術交流財団

令和3年度 共同研究推進事業 募集要項

1 共同研究推進事業の概要

(1) 目的

地域の中堅・中小企業のニーズを具現化するため、大学・企業等の研究シーズ活用により革新的な製品・製造技術を開発、実用化・事業化することを目的とした、地域中堅・中小企業と大学等の「共同研究体」の実施する研究開発課題に対し、研究委託します。

(2) 研究期間と研究委託費

①研究期間：2年間（単年度契約（契約日～翌年2月末）×2年間）

※ 初年度終了時に中間評価を行い、研究継続実施を判断いたします。

②研究委託費：1年間最大700万円とする

※ 令和3年度事業予算等の状況により、変更する場合もあります。

(3) 採択予定件数：2件程度

2 募集内容

(1) 募集課題

以下の①②双方を満たす研究開発課題を対象とします。

①次世代産業の育成・強化に資する下記に示す分野であること。

(モノづくり) 次世代自動車分野、航空宇宙分野、ロボット分野

知財戦略・デザイン重視のモノづくり分野

(医療福祉) 健康長寿分野

(環境エネルギー) 環境・新エネルギー分野

水素エネルギーを活用したスマートコミュニティ分野

(A I、I O T) A I、I O Tを活用した産業分野、I T産業

(その他) 農林水産業との連携による新分野、都市型産業分野

※(公財)科学技術交流財団の研究会事業からの提案を期待します。

※あいちシンクロトロン光センターなど知の拠点あいちの設備機器の利用を期待します。

② 共同研究推進事業終了後3～5年程度で実用化・事業化できる革新的な製品・製造技術の実施計画であること

※研究体制には、事業化に資するアドバイザー*を置くことができます。

アドバイザー*：ユーザー企業関係者など成果の市場適合性、ビジネスモデル等の実用化・事業化に関して助言を行う者。

アドバイザーの所属する企業規模は問いません。

(2) 応募資格

応募資格として、次のすべての要件を満たすことが必要です。

- ① 共同研究体は、大学等と企業のそれぞれ 1 以上で構成すること
企業は、中堅企業または中小企業であること
※大学等：大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人と、国及び地方公共団体の試験研究機関
※中堅企業または中小企業：資本金10億円以下または単体で従業員数2,000人以下の製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業
- ② 共同研究体を構成する大学等及び企業は、それぞれ主たる研究開発実施場所を愛知県内に有すること
- ③ 共同研究体を構成する大学等及び企業は、本研究開発課題を実施するために、それぞれ財団との間で委託研究開発契約を締結できること。
- ④ 本事業への複数応募および前年度に採択された研究者の応募はできません。

(3) 研究委託費の内容等

委託費の内容は、委託業務の目的・趣旨に適合するものを対象とします。また、研究の再委託は認めません。対象となる経費は下記のとおりです。

①消耗品費（1 単価あたり 20 万円未満）

委託業務の遂行に要する試薬、資材、部品、ソフトウェア、消耗品等の購入に要した経費。但し、1 単価当たり税込 20 万円以上でも、耐用年数が 1 年未満のものは消耗品費として認めます。※パソコン等の汎用物品は対象外

②旅費交通費

学会等での情報収集用務、研究開発調整など、委託業務の遂行に必要と認められる国内旅費、宿泊費、日当等の手当。※海外渡航費は対象外

③その他経費

委託業務の遂行に当財団が必要と認めた経費

- ・人件費（労務費）：委託業務に直接従事する新規雇用の研究補助員（アルバイトまたは派遣社員）の社会保険料等を除く雇用経費
- ・外注費：委託業務の遂行に必要な加工、製作などを、仕様書等により他の者に外注するために必要な経費
- ・諸経費：調査費（分析・解析経費を含む）、設備のレンタル・リース費（財団で資産計上しないものに限る）、学会等参加費、特許出願関連経費、アドバイザー等経費（謝金・旅費） 等は可

④間接経費

大学等に委託する場合において、上記①②③の合計額の原則 10 %を上限とする間接経費

3 審査及び採否通知

(1) 審査

有識者で構成する審査委員会において審査を行い、採否を決定します。

一次審査：書面審査

二次審査：一次審査を通過した案件について、ヒアリング（統括研究者等によるプレゼンテーション）を実施

※審査は非公開で行い、審査の経過、審査状況に関するお問い合わせには応じることができません。

※二次審査(ヒアリング審査)は、コロナウイルス感染状況により、マイクロソフト Teams による WEB 会議として実施し、提案者は自宅又は大学等からプレゼンしていただく場合もあります。

(2) 審査にあたっての評価項目

- ①研究開発課題の目的の妥当性
- ②開発技術の新規性、独創性
- ③研究開発計画の妥当性及び目標値の妥当性
- ④事業化に向けたロードマップの妥当性
- ⑤研究開発体制及び費用配分の妥当性

(3) 採否の通知

結果は、令和3年5月中旬までに郵送により統括研究者宛てに通知します。

4 知的財産権の帰属

委託事業の実施に伴って特許等の知的財産権が生じた場合、次の条件等を順守していただくことを条件に、原則として受託者に帰属します。

- ①知的財産権の出願・取得時等の手続きを行う場合は事前に財団に届け出ること。
- ②財団が特に必要あるとして、その理由を明らかにして求める場合には、知的財産権を利用する権利を財団が指定する者に許諾すること。
- ③知的財産権等を正当な理由なく相当期間活用していないと認められる場合において、知的財産権の活用を促進するため、知的財産を利用する権利を財団が指定する者に許諾すること。

5 その他

- (1) 採択された研究開発課題名、研究開発の要約、統括研究者の氏名、所属、役職、研究共同体を構成する機関名は公表しますので、あらかじめご了承ください。ただし、アドバイザーについては非公表といたします。
- (2) 共同研究推進事業終了後、財団主催の成果発表、展示会へ出展していただきます。
- (3) 共同研究推進事業終了後に終了評価を行い、その後5年間、研究開発および実用化・事業化の進捗を追跡調査します。

6 応募手続

(1) 募集期間

令和3年1月5日(火)～令和3年2月16日(火)午後5時まで

(2) 応募の方法

提出期限までに(3)の応募書類一式を提出してください。

※提出後にWEB等で内容をお問い合わせさせていただくことがあります。

(3) 応募書類

- ①共同研究推進事業提案書(様式1)
- ②他制度への応募・受入等の状況・エフォート(様式2)
- ③研究経費(様式3)
- ④共同研究推進事業メンバー表(様式4)
- ⑤企業パンフレット(資本金、従業員数等会社概要が判るもの)
- ⑥応募書類チェックシート

※①の文字サイズは、10.5ポイントで記載して下さい。

※③の研究経費は初年度のみを記載して下さい。

応募書類①～④は、紙媒体2部及び電子媒体を、⑤、⑥は正本1部を、期限内に下記の提出先までに郵送等で提出してください。

なお、電子媒体はPDF化せず、元の形式(WORD又はEXCEL)で収納して下さい。

様式は、以下のホームページからダウンロードしてください。

[http://www.astf.or.jp astf/kyodo/topic2.html](http://www.astf.or.jp	astf/kyodo/topic2.html)

7 提出先及び問合せ先

公益財団法人 科学技術交流財団 業務部 担当 松永、加藤、山本

〒470-0356 豊田市八草町秋合1267-1

「知の拠点あいち」あいち産業科学技術総合センター2階

E-mail : kyoudoukenkyu@astf.or.jp

電話 : 0561-76-8327／FAX : 0561-21-1651